を「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号」に、「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同法第十条に一項を加える改正規定中「同条に」を「同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「第八項」の下に「又は前項において準用する第三条の二第二項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に」に、「署名利用者検証符号」を「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号」に、「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同法第十二条第一号の改正規定中「同号に掲げる事項については、住所とする。」を「」を「掲げる事項」の下に「(」に、「事項」に改め」を「事項)」を加え」に改め、同条第二号の改正規定中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同法第十三条の改正規定の次に次のように加える。

第十六条の二第二項中「掲げる事項」の下に「(国外転出者である署名利用者にあっては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)」を加える。

第十六条の六第三号中「掲げる事項」の下に「(国外転出者である署名利用者にあっては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)」を加え、同条に次の一項を加える。

2　国外転出届をした者が当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第十六条の二の規定により移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受ける場合における前項の規定の適用については、同項第三号中「及び第七号に掲げる事項（国外転出者である署名利用者にあっては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項）」とあるのは、「に掲げる事項、国外転出者である旨及びその国外転出届（同法第十七条第三号に規定する国外転出届をいう。）に記載された転出の予定年月日」とする。

第十六条の七中「住民票に」を「住民票（国外転出者である署名利用者にあっては、当該署名利用者に係る戸籍の附票）に」に改める。

第十六条の十一中「住民票」の下に「(国外転出者である署名利用者にあっては、当該署名利用者に係る戸籍の附票)」を加える。

第三条のうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条の前に見出しを付する改正規定中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、「付し」を「付する」に改め、同条第二項の改正規定を削り、同条の次に一条を加える改正規定中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同法第二十八条第二項の次に一項を加える改正規定中「利用者証明利用者検証符号」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号」に、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同法第二十九条に一項を加える改正規定中「同条に」を「同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「第八項」の下に「又は前項において準用する第二十二条の二第二項において準用する第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に」に、「利用者証明利用者検証符号」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号」に、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同法第三十一条第二号の改正規定中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同条に一号を加える改正規定の次に次のように加える。

第三十五条の二第二項中「掲げる事項」の下に「(国外転出者である申請者にあっては、当該申請者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)」を加える。

第三十五条の七中「住民票に」を「住民票（国外転出者である利用者証明利用者にあっては、当該利用者証明利用者に係る戸籍の附票）に」に改める。

第三条のうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第六十七条第三項の改正規定の次に次のように加える。

第七十一条の二中「並びに」を「、第三条の二第二項において準用する第三条第三項（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）及び第七項、」に、「第七項の」を「第七項並びに第二十二条の二第二項において準用する第二十二条第三項（第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）及び第七項の」に改める。

第四条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条の改正規定の次に次のように加える。

第十八条の二第三項中「住所地市町村長」の下に「又は第十七条第八項の規定により読み替えて適用される同条第四項に規定する附票管理市町村長」を加える。

第四条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第四号及び第四十八条の改正規定中「第十九条第四号」を「第十九条第五号」に改める。

附則第一条第十号中「、同条第二項の改正規定」を削り、「及び第十三条」を「、第十三条、第十六条の二、第十六条の六、第十六条の七及び第十六条の十一」に、「及び第三十一条」を「、第三十一条、第三十五条の二及び第三十五条の七」に、「並びに同条第三項」を「、同条第三項の改正規定並びに同法第七十一条の二」に、「番号利用法第十九条第四号」を「番号利用法第十八条の二第三項、第十九条第五号」に改める。

（戸籍法の一部を改正する法律の一部改正）

第六十一条　戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六条のうち住民基本台帳法第十九条の二の次に一条を加える改正規定中「第十九条第七号又は第八号」を「第十九条第八号又は第九号」に改める。

附則第十三条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十二条の二の改正規定を削る。

附則第十四条のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第二項の次に一項を加える改正規定中「第十九条第七号又は第八号」を「第十九条第八号又は第九号」に、「同条第七号又は第八号」を「同条第八号又は第九号」に改め、同法第十九条第十一号の改正規定中「第十九条第十一号」を「第十九条第十二号」に改め、同法第二十八条第一項第五号の改正規定中「第三十八条の三」の下に「、第三十八条の三の二第二項」を加え、同法第四十五条の二第一項の改正規定中「第十九条第七号又は第八号」を「第十九条第八号又は第九号」に改める。

（戸籍法の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

第六十二条　施行日が戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、同日から施行日の前日までの間における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十二条の二の規定の適用については、同条中「第四十五条の二第二項」とあるのは、「第四十五条の二第三項」とする。